

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園，保育所，認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

認定こども園（2・3号認定）等に関する無償化の内容

対象者・対象経費など

認定こども園を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの全ての
子どもたちの利用者負担額（保育料）が無償となります。

POINT 1

無償化にあたり，保護者の方の手続き等は不要です。

POINT 2

無償化の期間は，満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

POINT 3

延長保育料，行事費，給食の材料にかかる費用(食材料費)などの実費負担額は，これまでどおり保護者の負担になります。（詳しくは裏面をご覧ください）。

0歳児クラスから2歳児クラスの子どもたちについては，
市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償となります。

POINT 1

3歳児クラスから5歳児クラスの方と同様，原則保護者の方の手続き等は不要です。

無償化の対象となる施設・事業

認可保育所，認定こども園（2・3号認定），地域型保育事業

(※)子どものための教育・保育給付2号認定・3号認定の場合

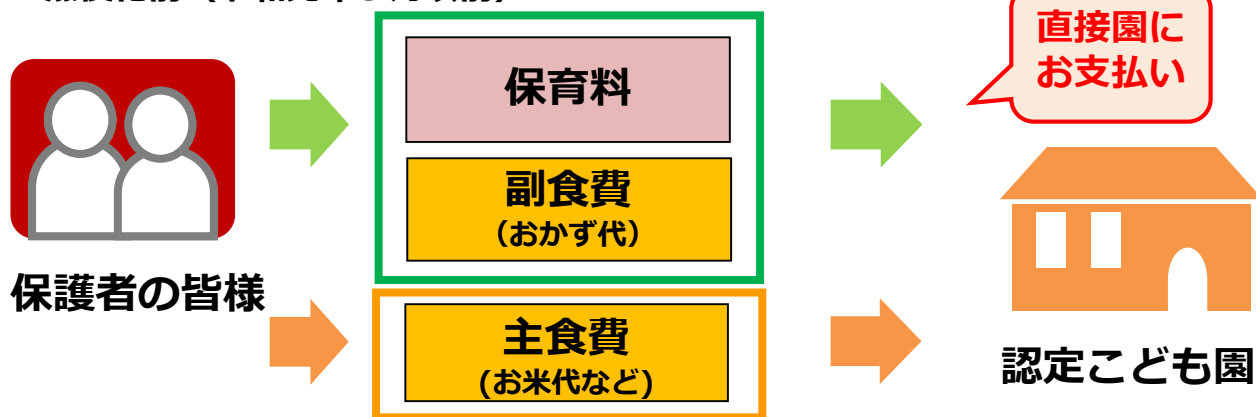
(※)地域型保育事業とは，小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育(認可)を指します。

無償化後の認定こども園（2・3号認定） における食材料費の取扱いについて

- 令和元年9月まで、認定こども園等の3～5歳児クラスの子どもの給食食材料費については、主食費を実費、副食（おかず）分を保育料の一部として、保護者の皆様から認定こども園へお支払いいただいていたいました。
- 令和元年10月以降、無償化に伴い保育料は無償となりますが、食材料費については引き続き保護者の負担となります。食材料費は実費として直接認定こども園へお支払いいただくこととなります。
- 0～2歳児クラスの食材料費は、これまでと同様、保育料の一部として施設で徴収します。

（0～2歳児クラスで、市町村民税非課税世帯の方は、保育料と同様に食材料費も無償となります。）

～無償化前（令和元年9月以前）～



～無償化後（令和元年10月以降）～
【3歳児クラス～5歳児クラス】



※食材料費の金額は、施設ごとに異なります。

年収360万円未満相当世帯と、全ての世帯の第3子(※)以降は、この食材料費(副食費)は免除となります。

(※)この場合、原則、保育所等を利用する就学前の最年長の子どもを第1子とカウントします。

【問い合わせ先】 国分寺市 子ども家庭部
子ども子育てサービス課
子ども子育て事業課

電話 042-325-0111 FAX 042-359-3354
(認定・保育料に関すること) 内線 383
(給付・食材料費に関すること) 内線 465